

見附市選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定により開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第62条第6項の規定により告示する。

なお、当該選挙の開票立会人は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第19条第2項の規定により当該選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となる。

令和8年1月27日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 眞砂子

1 場 所 見附市役所4階 大会議室

2 日 時 令和8年2月5日 午後5時30分